

# 倫理綱領

私たち大分県知的障害者施設協議会加盟施設職員は、ここに倫理綱領を定め、利用者のいのちの尊厳が守られ、豊かな暮らしと自己実現が図られるよう、確固たる倫理観と使命感に基づいて全力で支援します。

## 1. 個人の尊重

私たちは、利用者本位の立場から、一人ひとりの個性と自己決定を最大限に尊重し、主体的に生きられるよう支援します。

## 2. 人権の擁護

私たちは、利用者に対するいかなる差別、暴力、虐待、人権侵害も許さず、人としての尊厳を守るため細心の注意を払います。

## 3. 社会参加の推進

私たちは、利用者が年齢や障がいの状態などに関わりなく、地域社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

## 4. 守秘義務の遵守

私たちは、利用者のプライバシーを尊重し、職務上知り得た個人の情報や秘密を守ります。なお、退職後もその義務を負います。

## 5. 専門性の向上

私たちは、専門職としての使命と役割を自覚し、利用者が豊かで充実した人生が送れるよう、人間性と専門性の向上に努めます。

大分県知的障害者施設協議会